

平成 22 年 2 月 26 日

平成 22 年 第 2 回

# 東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

## 平成22年第2回東大和市教育委員会定例会議録

1. 日 時 平成22年2月26日（金曜日）午後1時58分～午後3時3分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第1・2会議室

3. 出席委員 1番 鈴木敏彦（委員長）

2番 小泉美佐子

3番 土田 豊

4番 武石修一郎

5番 佐久間榮昭（教育長）

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

学校教育部長	阿部晴彦	社会教育部長 兼体育課長	窪田きく江
--------	------	-----------------	-------

学校教育部 参考事務 指導室長	今城徹	学校教育課長	下平一紀
-----------------------	-----	--------	------

学校教育部 副参考事務	福島啓二	建築課長兼 教育施設担当 副参考事務	堂垣隆志
----------------	------	--------------------------	------

給食課長	猿橋壽一	社会教育課長	高杉春行
------	------	--------	------

中央公民館長	長島孝夫
--------	------

6. 書記

庶務係長	尾又齊夫	主事	谷本惇
------	------	----	-----

○議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 教育長諸務報告
- 第3 第2号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第4 第3号議案 東大和市学校給食計画（案）最終答申について
- 第5 第4号議案 平成22年度東大和市学校給食事業計画及び平成22年度東大和市学校給食会計予算の答申について
- 第5 第5号議案 東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第7 その他報告事項 「教育の日やまと」について

### ◎開会の辞

○鈴木委員長 ただいまから、平成22年第2回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

---

### ◎日程第1 会議録署名委員の指名

○鈴木委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。  
会議録署名委員は武石委員にお願いいたします。

---

### ◎日程第2 教育長諸務報告

○鈴木委員長 日程第2、教育長諸務報告を行います。  
教育長。

○佐久間教育長 それでは、平成22年1月22日から平成22年2月20日の間の諸務報告を申し上げます。

平成22年1月22日、第一小学校の「教育の日やまと」の研究発表を聴講いたしました。研究主題は「生き生きと学び合う子を育てる」、サブタイトルを「楽しく学ぶ英語活動をめざして」とした研究発表がありました。

1月25日、第1回東大和市学校規模等あり方検討委員会に出席いたしました。当市の学校規模等の適正化につきましては、平成16年3月に審議会から答申をいただいておりますが、答申から5年以上経過し、かつ学校によっては児童数が増加している学校、また、標準規模を下回る学校もあったりしている状況から、改めて検討をお願いするものであります。委員は、公募の委員3人を含めて8人で検討していただくことになり、今回が初会合であります。

1月28日、平成20年度教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価報告書案の説明会に出席いたしました。有識者の意見を求めるため、教育委員会事務局でまとめました案について3人の有識者に事業内容等を説明したものです。

同日、青少年問題協議会に出席いたしました。協議会では、善行青少年表彰対象者の選考を行い、防犯で功績のあった都立東大和高校生3人を表彰することに決定いたしました。次に、平成22年度東大和市青少年健全育成方針案について、

協議いたしました。そして、原案どおり決定いたしました。また、昨年11月13日に行われました3駅及びダイエー前のキャンペーンについて報告がありました。

1月29日、第七小学校の「教育の日やまと」の研究発表を聴講いたしました。研究主題は「学ぶ喜びを知る子どもの育成」、サブタイトルを「新学習指導要領を見据えた理数授業の展開」とした研究発表がありました。

1月30日、第1回東大和市小中学校合同演奏会を見学いたしました。今年度からハミングホールの運営に指定管理者制度を導入いたしました。その指定管理者が主体となって、第1回の小中学校合同演奏会を開催したものです。当日は、小中学生の演奏・合唱のほか、高校生のグループの出演もありました。

2月1日、社会を明るくする運動役員会がありました。平成21年度の事業報告、決算見込みの報告がありました。次に、企画運営委員会から平成22年度の事業について検討案が説明されました。いずれの案件も2月9日の実施委員会に提案することで了承いたしました。

2月2日、定例校長会に出席いたしました。私からは、学年末になりますと、児童生徒、特に中学3年生は、卒業後の進路等が決まり、精神的に緩みかねないので十分注意してほしい旨お願いいたしました。

同日、教育委員会連合会主催の研修会に参加いたしました。研修会では講演が行われ、演題は、「ゆとり教育が真に目指したものとこれからの教育のあり方」で、講師は、元東京大学総長、元文部大臣の有馬朗人氏되었습니다。

2月3日、第四中学校の人権尊重教育に関する研究発表を聴講をいたしました。第四中学校は、東京都教育委員会人権尊重教育推進校に指定され、研究主題を「心身の健康とあたたかい人間愛を育てる人権教育」として、年間を通して研究を続けてきたものを発表したものです。

2月5日、教育委員懇談会に出席いたしました。

2月6日、第一中学校及び地域の合同総合防災訓練を見学いたしました。大規模地震等の際、中学生が被害者になるとともに、救出する立場になることも考え行動するような訓練を加味したものがありました。

同日、きらめき友好アート展を見学いたしました。喜多方市山都小中学校の児童生徒の作品と当市の中学生の作品とで、友好アート展をしているものであります、今年で15回目になります。

2月8日、市議会全員協議会に出席いたしました。案件は、国民健康保険の財

政状況と、それから国民健康保険税を平均5.6%改定することを説明したものであります。

2月9日、市議会厚生文教委員会に出席いたしました。昨年9月に提出されました学校給食センター建て替え案を見直すべきとの陳情の継続審査でしたが、さらに継続審査となりました。

同日、社会を明るくする運動実施委員会に出席いたしました。2月1日の役員会で決定した事案を実施委員会に諮り、了承を得ました。

2月10日、第九小学校の「教育の日やまと」の研究発表を聴講いたしました。研究主題は「かかわる楽しさ、できる喜び」で、サブタイトルを「体育科を通して」とした研究発表がありました。

2月11日、東京都小学校合唱祭を見学いたしました。今年で46回目になる合唱祭で、2月7日及び11日の2日間行われ、東京都の区市町村立の小学校70校が参加して行われました。当市の小学校は参加がありませんでした。

2月14日、市民体育館事業「ニュースポーツで遊ぼう」を見学いたしました。体育指導員が中心となって、ビーチボールバレーやミニテニス、フインボール等をしたもので、参加の対象者は小学生とその親子でした。

2月15日、平成22年度当初予算大綱の市議会への説明会に出席いたしました。お手元にお配りいたしました予算大綱があると思いますが、それを資料として説明したものです。

同日、七市教育長会に出席いたしました。今回は、昨年12月の各市の市議会定例会で出された事項について、状況、情報を話し合ったものであります。各市では、新型インフルエンザ対応、校庭の芝生化、学力向上に関する事項が多かったというふうに思います。

2月17日、小学校研究発表会を見学いたしました。市内の小学校では、10校の先生方が協力して、教科別あるいは分野別に年間を通して研究されております。全体では15の研究部会がありますが、今回は、そのうち算数部、家庭部、視聴覚部、学校保健部の4部会から発表がありました。

2月18日、学校給食センター運営委員会に出席いたしました。学校給食計画案についての答申及び教育委員会から諮問いたしました平成22年度学校給食事業計画案と平成22年度学校給食会計予算案について審議いたしました。

2月19日、東京都市教育長会教育行政・学校経営研究委員会に出席いたしまし

た。教育行政・学校経営研究委員会では、今年度の研究テーマを「新たな職の設置に伴う職層・職責の細分化における学校経営のあり方」といたしまして、各市の状況や考え方を調査することとしておりましたが、今回、調査結果をまとめたもの、これは案であります、について討議をしたものであります。

同日、学力・授業力向上推進委員会の調査報告会に出席いたしました。東京都教育委員会が平成21年1月に、小学校4年生と5年生、中学校1年生と2年生を対象に、「児童生徒の学力向上を図るための調査」を行いました。この調査について結果を分析し、課題と指導のポイントを報告したものであります。

また、同日、公立学校自主研修会閉講式に出席いたしました。この自主研修会は、教職員が毎年5月から年間を通して研修・研鑽しているもので、2月に、年度の区切りとして閉講式を行うものであります。

2月20日、東大和市みのり福祉園のみのり祭に出席いたしました。みのり祭は、みのり福祉園の事業について、市民の方々に知ってもらおうとするもので、今回は、市長、副市長がともに所用で出席できなかつたために代理で出席したものであります。

以上で諸務報告を終わらせていただきます。

○鈴木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告についてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 教育長諸務報告を終わります。

---

### ◎非公開会議の宣告

○鈴木委員長 ここで会議の非公開について、お諮りいたします。

日程第3、第2号報告 事務の臨時代理の承認については、人事案件であることから、会議を非公開としたいと思いますが、これに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鈴木委員長 賛成者全員。

よって、会議は非公開といたします。

さらに、本日の会議録及び会議資料の取り扱いにつきまして、お諮りいたします。

本案の会議録及び会議資料につきましても非公開としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、そのように取り扱いいたします。

ここで関係者以外の退場を求めます。

(この間非公開)

ここで会議の非公開を閉じます。退場者の入場を認めます。

(該当者入場)

---

◎日程第4 第3号議案 東大和市学校給食計画（案）最終答申について

○鈴木委員長 日程第4、第3号議案 東大和市学校給食計画（案）最終答申について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第3号議案 東大和市学校給食計画（案）最終答申についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

東大和市学校給食計画（案）につきましては、平成21年9月28日付で教育委員会から東大和市学校給食センター運営委員会に諮問いたしました。その後、学校給食センター運営委員会では専門部会を設置して審議していただき、平成21年12月18日付で中間答申をいただきました。今回は、平成22年2月18日に最終答申をいただきましたので、ご提案するものであります。答申内容の骨子では、現在の東大和市学校給食の課題を解決するために、新たな用地に新しい給食センターを建設し、引き続き市内の全小中学校に個々食器を用いて給食を提供することが望

ましいとのことあります。

詳細につきましては、学校教育部長からご説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○鈴木委員長 学校教育部長。

○阿部学校教育部長 初めに、教育委員会へ提出しておりました資料の内容に誤りがございました。ここにお詫び申し上げ、訂正をさせていただきたいと存じます。過日東大和市学校給食計画（案）に関する資料の訂正について文書を送付させていただいたところでございます。平成21年5月8日開催の教育委員懇談会へ提出した資料の中に時系列で記載をした文書がありますが、その中の平成13年建物診断委託、平成8年時点で危険建物に該当と判定とあるのは誤りでございました。正しくは、平成6年9月建物診断委託であります。大変ご迷惑をおかけいたしまして、申し訳ございませんでした。

それでは、東大和市学校給食計画（案）最終答申を抜粋して読み上げさせていただきます。

まず、最終答申の印がついてあるものでございますが、東大和市学校給食センター運営委員会は専門部会を設置し、平成21年10月6日から平成22年2月1日までに6回の会議を開催し、給食センターの建て替え及び新しい給食センターの運営について鋭意検討を重ねてまいりました。その結果について、別添のとおり答申いたします。東大和市学校給食計画の策定に当たり、本答申の趣旨が十分に反映されることを望みますと記載されております。

それでは、別添をお開きいただきたいと存じます。別添の最終答申の2ページをご覧ください。

諮問1は給食センターの建て替えについてであります。（1）で現状分析、問題点及び今後の課題が整理され、（2）で検討内容及び意見が紹介され、そして、右の3ページの（3）結論で4点記述されております。①として、現在の給食センターの状況は個々食器の導入が実現できず、最新の学校給食、衛生管理基準への対応が困難であり、課題を早急に解決するには、給食施設の更新が必要である。②給食方式は自校式が理想的であるが、実現の可能性、早急な課題解決の必要性等から、給食センター方式で全小中学校へ提供することが望ましい。③現在の給食センターの建て替えは用途地域上も敷地面積上も困難で、また工事期間中の給食停止期間が発生するため、新たな用地に建設することが望ましい。桜が

丘市民広場の一部とする現在の案が望ましいが、より広い用地が確保できればさらに望ましい。④新しい給食センター施設を建設する際には、省エネルギーに対応し、環境や交通安全など、近隣に配慮することが望ましいと記述されております。

4ページをお開きください。

諮問2は、新しい給食センターの運営についてであります。そのうちのア。新しい給食センターで使用する食器のあり方については、4ページの（3）結論のとおり整理されております。①児童・生徒による取り扱い上の安全性、学校及び給食センターにおける作業性の点から、重くてかさばり、破損率の高い強化磁器製よりも合成樹脂製が望ましい。②合成樹脂製の中では、環境ホルモンの懸念及び着色問題等がなく、傷のつきにくい耐熱A B S樹脂製が望ましい。③食器は6点とし、献立にあわせて1日二、三点使用し、点数やサイズは年齢に応じた食事量また栄養バランスなど、現場で十分検証して決定することが望ましい。④番、食器は消耗品であり、定期的な補充・更新が必要であり、将来を見越した計画的な維持管理を行ってほしいとの結論であります。

次に、6ページをお開きください。イ。新しい給食センターにおける食育の充実については、（3）結論のとおり、①試食会は給食の状況を知り理解を深めることのできる貴重な機会であり、新しい給食センターにおいては積極的な受け入れが望ましい。②栄養士等による食育授業は学校と十分に連携し、さらに充実することが望ましい。③新しい給食センターには工夫された見学コースや1クラス程度が試食も学習もできるスペースを設け、食育の充実に生かしてほしい。④番、食育を充実させるには栄養士の数を確保する必要があるとの結論であります。

次に、7ページをご覧ください。ウ。新しい給食センターにおけるアレルギー対応のあり方については、（3）結論のとおり、①新しい給食センターに除去食や代替食の対応が可能な専用のアレルギー室を設けることが望ましい。②どの食材についてどこまで対応するのかについて市の方針を定める必要がある。③アレルギー対応を充実させるには、栄養士や調理員など専任のスタッフが必要であるとの結論であります。

次に、8ページをお開きください。教育委員会からの諮問事項にはございませんでしたが、その他新しい給食センターの運営について望むことと題し、次の4点が付記されております。①新しい給食センターにおいても引き続き手づくり給

食をつくるってほしい。②新しい給食センター稼動後も食器の補充、買い替えや施設や厨房機器の維持管理が必要である。修繕費用の積み立てを行うなど、将来を見越した維持管理を計画的に行ってほしい。③番、災害時に炊き出しを行う等の対応を可能にしてほしい。④番、施設の規模が大きくなることから、光熱水費等の経費をなるべく抑えた効率的な運営を行ってほしい。

以上の最終答申がございましたのでご報告いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

では、私から2点。答申内容の各項目ごとに今読み上げられました結論が示されていますが、その内容は現段階でも生かせば生かせる内容も含まれていると思いますので、できるだけ早く取り組んだほうがいいのではないかということを感じました。

2点目ですが、その他新しい給食センターの運営について望むこととして付記されていることと、最後の9ページの「おわりに」の文章の中に示されている「新しい給食センターの早急な建設を強く求めます」という答申を重く受け止めていかなければならぬと改めて感じました。

私からは以上です。

土田委員。

○土田委員 質問ではありませんけれども、耐熱A B S樹脂製という品物がもしあったら、次の機会でもいいんですが、どういうものか見せていただきたいと思います。

それから、アレルギー体質の子供が市内の全校でどのくらいいるのか、その実数をとらえているのかどうか。

それと、将来を見越した計画的な維持管理ということがうたわれていて、積立金をするべきだといっているんですけども、それは会計の中へ盛り込むことができるのかどうか、予算なり。3点です。

○鈴木委員長 3点ありました。

学校教育部長。

○阿部学校教育部長 今の食器についてでございますけれども、専門部会におきましては、答申の中にもございましたが、実際にサンプルをテーブルに並べまして

手に取っていただきまして、いろいろな種類がございます。またサイズも異なりますので、実際に手にとってご覧いただいて議論をしていただきました。今、委員からお話がありましたように、サンプルを次回にもご覧いただいて実際に手に取っていただけるような段取りをしたいと思います。

2点目のアレルギーの数でございますけれども、現在給食センターでの把握の仕方としては、各学校を通じて保護者からの申し出で各学校に校長を通じまして食物アレルギーの情報提供の依頼をしております。それを提出を受けることによりまして人数把握をしております。現在小中学校あわせて、こちらの東京都に報告している数字でございますけれども、20年度が小学校49人、中学校が12人、61名、19年度が小学校が33人、中学校が33人の合計66人ということでございまして、過去をさかのぼりますと、若干増えているか、またはそのような高どまりといいますか、とまっている状況でもあります。

そして、3点目は積立金という、最終答申に積立金の話が出ておりました。基金の設置というような方法も考えられるのかもしれませんけれども、こちらにつきましてはまた市長部局の予算を所管しているところとも、こういう提案があつたという話はしてまいりたいと思います。いずれにしましても、東大和の場合には向こう3箇年の計画というものを立てておりますので、そちらの計画に乗せていくことが実質積み立てといいますか、将来を見越した計画の実施に欠かせないものだと思いますので、今後ともそういう機会をとらえて計上できるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第3号議案 東大和市学校給食計画（案）最終答申について、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第3号議案 東大和市学校給食計画（案）最終答申について、本件を承認と決します。

---

◎日程第5 第4号議案 平成22年度東大和市学校給食事業計画及

## び平成22年度東大和市学校給食会計予算 の答申について

○鈴木委員長　日程第5、第4号議案　平成22年度東大和市学校給食事業計画及び平成22年度東大和市学校給食会計予算の答申について、本件を議題に供します。  
議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長　説明をお願いいたします。  
教育長。

○佐久間教育長　ただいま議題となりました第4号議案　平成22年度東大和市学校給食事業計画及び平成22年度東大和市学校給食会計予算の答申についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

平成22年度東大和市学校給食事業計画及び平成22年度東大和市学校給食会計予算につきましては、平成22年1月21日付で教育委員会から東大和市学校給食センター運営委員会に諮問いたしました。その諮問に対しまして、平成22年2月18日付で答申をいただきましたので、ご提案するものであります。答申の内容は、事業計画及び予算ともに諮問の内容のとおりとなっております。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○鈴木委員長　説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長　ないようですから、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第5、第4号議案　平成22年度東大和市学校給食事業計画及び平成22年度東大和市学校給食会計予算の答申について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長　ご異議なしと認め、第4号議案　平成22年度東大和市学校給食事業計画及び平成22年度東大和市学校給食会計予算の答申について、本件を承認と決します。

---

◎日程第6 第5号議案 東大和市体育施設等に関する条例施行規則の

## 一部を改正する規則

○鈴木委員長　日程第6、第5号議案　東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長　説明をお願いいたします。

教育長。

○佐久間教育長　ただいま議題となりました第5号議案　東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本年4月1日から当市の体育施設等に指定管理者制度を導入いたします。この導入のために東大和市体育施設等に関する条例の一部改正が同じ4月1日から施行をされます。これに伴いまして、その下に置かれます条例施行規則の一部もあわせて改正するものであります。

本規則の主な改正内容につきまして申し上げます。指定管理者が体育施設等の管理運営をすることに伴う文言修正と新設条文を加えるものでございます。詳細につきましては社会教育部長からご説明申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○鈴木委員長　社会教育部長。

○窪田社会教育部長兼体育課長　それでは、まずご審議いただく前に、本日ご審議いただく議案と資料が当日配付になりましたことをお詫び申し上げます。事前にご覧になっていただく時間がとれなかつたため、お手元のA4のほうにございます資料をもとに、なるべく1条ずつご説明をさせていただきます。

それでは、お手元の東大和市体育施設等に関する条例施行規則新旧対照表をご覧いただきたいと思います。左側が現行の条文で、右側が改正後の条文となっており、改正する部分につきましてはアンダーラインが引いてございます。1ページの第2条につきましては、表題と条文中の文言を、(使用区分)から(利用区分)に改めるものでございます。これは、地方自治法第242条の2第8項により、指定管理者が管理する公の施設の利用に係る料金を利用料金として指定管理者の収入として收受させることができるという条文があることから、改めるものでございます。

第3条、こちらは表題と条文中の文言を「貸切使用」から「貸切利用」に改めるほか、「東大和市体育施設等使用申請書」を「東大和市体育施設等利用申請書」に、「使用料」を「利用料金」に、「東大和市体育施設等使用・減額申請書」を、「東大和市体育施設等利用・減額申請書」に、「東大和市体育施設等使用・免除申請書」を、「東大和市体育施設等利用・免除申請書」に、「使用申請書」を「利用申請書」に、「使用承認書」を「利用承認書」に、そのほかに「東大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を、「指定管理者（条例第14条に規定する指定管理者）をいう。以下同じ。）」に改めるものでございます。

大変恐縮でございますが、第3条でご説明申し上げましたとおり、「使用」を「利用」に替えるということでございますが、この変更はただいま申し上げたようにすべて長くご説明しなければなりません。時間の都合もございますので、全部読み上げなければいけないところは今のようにご説明させていただい、それ以後については略して「使用」を「利用」にというような形でご説明をさせていただきたいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

第2項につきましては、「委員会」を「指定管理者」に、第3項は「委員会」を「指定管理者」に、「貸切使用」を「貸切利用」に、「使用料」を「使用料金」ということで、そのほかにも書式類に「使用」の文言がある部分を「利用」という文言に修正をするものでございます。

それから、第4項でございますが、こちらも「委員会」を「指定管理者」に改めるものでございます。

第4条につきましては、「個人使用」を「個人利用」に改めるほか、「使用」を「利用」に、同じく申請書の「使用券」とある部分を「利用券」というように、「使用」から「利用」に改めるものでございます。

第2項、第3項は第1項同様に「使用」の文言を「利用」の文言に改めるものでございます。

第5条の第1項と、第2項は次のページになりますが、第2項は「貸切使用」を「貸切利用」に、同じく申請書の用紙を「使用者」を「利用者」に改め、「委員会」を「指定管理者」に改めるものでございます。

第3項は「委員会」を「指定管理者」に、また登録台帳の「使用者登録台帳」を「利用者登録台帳」に、それから「使用者の団体登録証」を「利用者の

「団体登録証」に、「使用者個人登録証」を「利用者個人登録証」に改めるものでございます。

第4項では、「委員会」を「指定管理者」に、また、同じく申請書でございますが、使用者登録内容変更登録証再交付申請書の「使用者」の部分を「利用者」に改めるものでございます。

第5項では、「委員会」を「指定管理者」に、「使用した日」を「利用した日」に改めるものでございます。

第6条は「貸切使用」を「貸切利用」に、「使用しよう」を「利用しよう」に、「使用日」から「利用日」に改め、第2項では「委員会」を「指定管理者」に、「貸切使用」を「貸切利用」に、「当該貸切使用」を「当該貸切利用」に改め、第3項では委員会を指定管理者に、「貸切使用」を「貸切利用」に、「使用日」から「利用日」に、「使用申請書」を「利用申請書」にということで、同様に「使用」の文言を「利用」に改めるものでございます。

第7条、第8条につきましても、「使用」の文言を「利用」に改正されるところでございます。

なお、そのほかに、第7条は「委員会」が「指定管理者」に改正をいたします。

3ページをお開きいただきたいと思います。第9条でございます。表題の「使用料納入通知」を「領収書交付」に改め、条文中の「個人使用券」を「個人利用券」に、「個人使用回数券」を「個人利用回数券」にというように、同じく「使用」の文言を「利用」の文言に改めるものでございます。

第10条、こちらは「使用料」を「利用料金」に改め、「条例第7条第2項」を、「条例第7条第4項」に改めるものでございます。これは条例が4月1日から改正になることによるものでございます。

第1号では「委員会」を「東大和市教育委員会（以下「委員会」という。）」に改め、「使用する」を「利用する」に、第2号では、「認めるもの」を「定める基準に該当しているものとして指定管理者が認めるもの」に改めるものでございます。これは利用料金に関する減額や免除を指定管理者の裁量でできないものとするため、教育委員会が定めた基準に該当する場合で指定管理者が認めるものとしたものでございます。

第3号の改正はございません。

第4号では、「委員会が必要と認めた」部分を「指定管理者が必要と認めて、委員会の承認を得た場合」に改めるものでございますが、第2号同様に、指定管理者の裁量によってできないものとするための規定でございます。第2項、第3項については、「使用」の文言が「利用」に改正されたため、それぞれ様式の名称が改正されるものほか、「委員会」、「指定管理者」に改めるものです。このそれぞれの様式の名称と申しますのは、先ほどと同じように「使用」が「利用」に変わるという内容でございます。

第11条、こちらにつきましては、「使用料」を「利用料金」に改めるものでございます。第1号は還付についての規定で、現在還付は全額還付のみとなっておりますが、施設を利用できなかった時間に応じて新たに二通りの還付区分ができるものとしたものでございます。第1号は利用時間のうち2分の1以上の時間が利用できなかった場合は全額還付とし、第2号につきましては、利用時間のうち2分の1未満の時間が利用できなかった場合には利用料金の5割の額を還付するとしたものでございます。

第2項、第3項、こちらにつきましては「使用」を「利用」に、「委員会」を「指定管理者」に改めるものでございます。第4項につきましては、現行の規則につきましては市民プールについてのみの規定となっていましたものを改め、新しい規則では還付を受けることとなった利用者が新たに別な日にち等に利用申請をしたときに、本来還付されるべき利用料金を新たな施設を使用する利用料金に振りかえて充当することができるというような内容になってございます。そのようにできるというふうにしたものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。第12条と13条は「使用」を「利用」に、「委員会」を「指定管理者」に改めるものでございます。大変恐縮でございますが、12条の括弧書き様式のところ、第18号様式のところにアンダーラインがございますが、こちらは改正がございません。

第14条、第15条は条例の改正に伴い条がずれたものでございます。

なお、15条の括弧書きの様式のアンダーラインについても改正はございません。

第16条も前条同様条例の改正に伴い条ずれが生じたものでございます。

5ページをお開きいただきたいと存じます。中ほどの17条、こちらは前条同様の条例の改正に伴う条ずれで、こちらも括弧書きの様式のアンダーラインに

についての改正はございません。

第18条は新設条文でございます。条例で新設条文となりました指定管理者から教育委員会への報告義務につきまして、報告期限と提出書類を明らかにしたもので、第1項では毎月の業務と経理状況の報告を翌月の15日までにするものと規定しております。

第2項につきましては、毎年度事業終了後60日以内に事業報告書の提出を義務づけたものでございます。（1）から（4）までは事業報告書に記載しなければならないものを明記したものでございます。

第19条は条例の改正に伴いまして条例第16条第1項を条例第20条第1項に改めるほか、「取り消したとき」を「取り消しまたは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき」に改めるものでございます。こちらも括弧書き様式のアンダーラインについての改正はございません。

第20条、委員会による管理に関する読み替え、こちらも新設条文となっております。指定管理者の管理運営による体育施設を教育委員会が管理することとなつた場合に条例の一部を読み替える必要が生じることから、その読み替える内容を明記したもので、「指定管理者」を「委員会」に、「利用料金」を「使用料」と読み替えるものが主なものでございます。表の中の内容の説明は省略させていただきます。

6ページをお開きいただきたいと思います。第21条、規則の読み替え、こちらも新設条文でございます。こちらの条文はすべての体育施設の管理運営を指定管理者に移行するものではないため、今後も教育委員会が引き続き管理運営する施設について事務処理を行うための規則の読み替えをする必要がありますので、その読み替え規定となっております。内容は「利用料金」を「使用料」に、「指定管理者」を「委員会」と読み替えるものが主なものでございます。こちらは表の中の内容の説明を省略させていただきます。

第2項は第1項の規定に基づきまして教育委員会が事務処理をする上で指定管理者と同様に申請書や承認書等の様式を使用いたしますが、その書面は教育委員会ではなく指定管理者というような文言になっておりますので、この条例施行規則で定められました様式とは別に、教育委員会が定める書面を使用することができるものとしております。

第22条につきましては、第20条と第21条が新設されたことにより現在の第19条

が第22条にずれたものでございます。条文の変更はございません。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があればご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第6、第5号議案 東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第5号議案 東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、本件を承認と決します。

---

### ◎日程第7 その他報告事項

○鈴木委員長 日程第7、その他報告事項を行います。

「教育の日やまと」について、本件の報告をお願いいたします。

指導室長。

○今城教育部参事兼指導室長 それでは、平成21年度「教育の日やまと」参加者数について、ご報告をさせていただきます。

大変申し訳ございません、1点資料に誤りがございます。訂正をお願いしたいと思います。一番上の段です。第1期から第2期、第3期と括弧の中に入っています。第3期は未実施となっておりますけれども、本市ではもう実施後の資料でございますので、第3期は2月10日実施という形での訂正をお願いしたいと思います。申し訳ございません。

この表は、一番上の段が今年度、平成21年度の参加者数、比較ということで、中段に平成20年度、下の段に平成19年度の参加者数を記載しております。1月22日が一小、四小、八小、1月29日が五小、六小、七小、二中、2月10日二小、三小、九小でございます。どこの学校の研究発表会も昨年度、一昨年度に比べまして参加者数はかなりの数増えているという状況であります。特に授業参観は今まででは保護者等も多く見てくださっておりましたけれども、研究発表になりますとどうしても遠慮されまして、一般の先生方が中心であったのが、今年度は、これ

は学校にもよります。研究の内容にもよりますけれども、保護者、地域の研究発表への参加が大きく増加したということが特徴かなというふうに考えております。これは各校の校長そして副校長がさまざまな手立てをとって、自校の研究内容、そして方法等につきまして、教員向けにとどまらず、保護者、地域に向けての情報発信したことによる効果というふうに考えております。学校によって授業公開の規模が違う関係で、授業参観の参加者数の違いもありますし、研究発表への参加者数も大分違うところはありますけれども、本年度各学校の努力の結晶かなというふうに考えております。

次年度も同様に「教育の日やまと」を開催する予定でございます。今年度以上にさらに各学校の研究活動が盛り上がって、子供たちの学力、生きる力の向上のために、そして教員の授業力、学級経営力の向上に向けて努力してまいりたいと思っております。教育委員の皆様方には「教育の日やまと」研究発表会に参加いただき、励ましの言葉もいただきまして、本当にありがとうございました。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

感想もございませんか。

なければ、私から。「教育の日やまと」や都の指定校を見学させていただいて感じたことを数点申し上げたいと思います。「教育の日やまと」については、市内の多数の学校が積極的に指定を受けて研究を進めて発表していただいたことに大変感謝したいと思います。

次は、どの学校も、私は4校見せていただきましたが、いずれも授業を通した実践的な研究で、学力向上に直結している内容であったと好感を持ちました。

次に、発表の仕方にそれぞれの学校が工夫があって、多数の教員、しかも若手の教員が活躍する場面を多くつくって発表をしていることに感心をしました。若年の教員が非常に育つよい機会だと思いました。

4つ目は、保護者や地域の方々の参加がだんだん多くなってきて、開かれた学校が推進されているという感想を持ちました。

最後ですけれども、今、室長からも来年度のことをお話がありましたけれども、今後はこの研究会等を小中の連携や、保護者の多数の、もっと多数の参加を工夫して、地域ぐるみの子育ての中心的な存在、核にして定着して進展させていただ

きたい、そういう希望を持っております。

私からは以上です。

質疑を終了いたしました。

これで、その他報告事項を終了いたします。

---

#### ◎閉会の辞

○鈴木委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成22年第2回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 3時03分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会委員長 鈴木 敏彦

会 議 錄 署 名 委 員 武石 修一郎